

## 第9回志摩市景観審議会 議事録（概要版）

会議の名称		第9回志摩市景観審議会	
開催日時		令和3年8月16日（月）午前10時00分～	
開催場所		志摩市役所6階 602・603会議室	
事務局		志摩市 建設部 都市計画課	
出席者	委員	【出席委員】浅野 聡、林 州啓、内田 清隆、鈴木 洋子、田邊 学（WEB参加）、井上 麻紀、出口 禎子、中西 英雄 【欠席委員】井上 恵子	
	事務局	森本 浩（建設部長）、東 桂一（都市計画課 都市計画長） 高橋 学（都市計画課 都市計画係長）、濱岡 宏理（都市計画課 都市計画係）	
公開・非公開		—	傍聴者数 —
非公開・一部非公開の場合の理由		新型コロナウイルス感染拡大防止のため傍聴を中止	
— 開 会 — 事務局等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局の挨拶</li> <li>○自己紹介（各委員・事務局）※委員の委嘱替えがあったため</li> <li>○本日の議題の確認</li> <li>○本日の配布資料の確認</li> <li>○本日のスケジュールの説明</li> <li>○審議会の開催要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者8名、欠席者1名</li> <li>・志摩市景観規則第24条第2項の規定を満たすことによる会議が成立したことを報告</li> </ul> </li> </ul>	
事務局（東）		<ul style="list-style-type: none"> <li>■議事1「会長・副会長の任命」について ※志摩市景観規則第23条第1項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱替え（令和3年2月1日）による会長、副会長の選出</li> <li>・事務局案として、前回に引き続き会長に浅野委員を副会長に林委員の2名を提案</li> </ul> </li> </ul>	
各委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ご意見・ご質問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「異議なし」</li> </ul> </li> </ul>	
事務局（森本）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長・副会長の決定（会長：浅野委員、副会長：林委員）</li> <li>※議事進行を浅野会長に交代</li> </ul>	
浅野会長		<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長就任の挨拶</li> </ul>	

事務局（高橋）	<p>■議事2「令和3年度志摩市景観事業スケジュール」について</p> <p>○事務局の説明</p> <p>（資料1に基づき説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回と年明け2月の年2回審議会を開催する予定。</li> <li>・景観条例に基づく届出については、随時受付を実施。</li> <li>・審議会に諮るような案件発生時には、会長と相談して委員会の招集を掛ける。</li> </ul>
浅野会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の目玉事業はないのか。</li> <li>・事務局で次年度の計画を検討し、次回の審議会で説明してほしい。</li> </ul>
事務局（高橋）	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の目玉となる事業の予定はない。</li> <li>・次年度事業を事務局で検討し、次回審議会で説明する。</li> </ul>
事務局（高橋）	<p>■議事3「志摩市景観計画に基づく届出件数について（R1年度・R2年度）」</p> <p>○事務局の説明</p> <p>（資料2に基づき説明）</p> <p>①令和元年度届出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の民間事業者からの届出総数 56 件。</li> <li>・工作物のうち太陽光発電関係の届出が一番多い。        ※太陽光関係：43 件（パネル設置 35 件、造成 8 件）        ※全体の約 8 割を太陽光発電に関する届出となっている</li> </ul> <p>②令和2年度届出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度の民間事業者からの届出総数 71 件。</li> <li>・届出件数が一番多い工作物のうち、太陽光発電パネルより携帯基地局の届出件数が初めて上回った。        ※太陽光パネル：26 件、携帯基地局：30 件        ※携帯基地局の増加要因：新規参入事業者のエリア拡大による基地局の新設</li> </ul> <p>③過去2年間の主な届出事例</p> <p>〔建築物の新築、改築、色彩変更など〕</p> <p>（事例1）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 届出内容：建築物の色彩の変更（大規模店舗）</li> <li>b. 行為の場所：阿児町鶴方地内</li> <li>c. 建築面積：15,781 m<sup>2</sup>（高さ10m以上または建築面積500 m<sup>2</sup>以上）</li> <li>d. 色彩の変更面積：外壁部分 5,756 m<sup>2</sup></li> <li>e. 景観計画区域：「山地・里山ゾーン」、「沿道ゾーン（内陸型）」</li> <li>f. 景観形成基準：        「色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観と調和に配慮すること」</li> </ol>

- g. 景観上で配慮していただいた点：基本色にアースカラーを用いる。
- h. その他：完了確認時に横山展望台の視点場から確認したところ、外観については周辺に溶け込んでおり、眺望を妨げるものではなかった。

〔工作物として太陽光発電施設と柱の新設〕

(事例1)

- a. 届出内容：太陽光パネルの新設
- b. 行為の場所：磯部町山田地内
- c. 築造面積：9,380 m<sup>2</sup>（築造面積 500 m<sup>2</sup>以上が対象）
- d. 敷地面積：28,320 m<sup>2</sup>
- e. 景観計画区域：「里海・熊野灘沿岸ゾーン」
- f. 景観形成基準：
  - ①周辺の建築物等や地形との調和に配慮し、全体にまとまりのある形態意匠とすること。
  - ②反射性のある素材の使用を避ける。
- g. 景観上で配慮していただいた点：
  - ①県道付近に残地森林植栽等を配置し、周囲から目立たないように配慮した。
  - ②黒色で低反射性パネル採用し、低くするために傾斜角 10 度で設置した。
- h. その他：
 

完了確認時に的矢湾大橋から確認したところ、視認することはできなかった。参考に横山展望台から確認したところ、目を凝らせば視認できるが、草木が生い茂れば景観に調和すると思われる。

(事例2)

- a. 届出内容：携帯基地局の新設
- b. 行為の場所：阿児町鵜方地内
- c. 高さ：14.8m（高さ 10m以上が対象）
- d. 景観計画区域：「山地・里山ゾーン」
- e. 景観形成基準：
 

「色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観と調和に配慮すること」
- f. 景観上で配慮していただいた点：
  - ①周辺の景観に配慮し、空に溶け込むように灰色系とした。
  - ②主要道路からある程度離隔を確保した。
  - ③機器類を下部に配置することで上部をアンテナ関連設備だけとし、安定感のある印象を与えるように配慮した。

中西委員

○ご意見・ご質問

- ①アースカラーとはどのようなものか。
- ②景観区域のエリア設定は、志摩市全域か。
- ③配電線の電柱は地上高 10mを超えているが、届出行為の工作物③に該当するのか。

田邊委員	<p>○回答（田邊委員へ依頼）</p> <p>①アースカラーとは、大地の色ということで土や砂とか木とかに類する、灰色、茶色、ベージュなどの落ち着いた色彩のことで。</p>
事務局（高橋）	<p>○回答</p> <p>②志摩市全域を景観保全区域に指定しています。</p>
事務局（濱岡）	<p>③配電線については、工作物の届出②の「架空電線の鉄筋コンクリート柱」に該当し、高さ 30m以上のものが対象となります。</p> <p>※携帯基地局については、工作物の届出③（鉄筋コンクリート柱等：高さ 10m以上）に該当</p>
林副会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <p>①届出件数に取り下げも含まれているのか。</p> <p>②以前に風力発電の届出があったと思うが、含まれているのか。</p>
事務局（高橋）	<p>○回答</p> <p>①届出件数も含まれています。</p> <p>②風力発電は、平成 30 年度の届出ですので今回に含まれていません。</p>
浅野会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <p>①取り下げられた事例はあるのか。</p> <p>②取り下げがある場合は、表にその旨の記載をすること。</p>
事務局（濱岡） 事務局（高橋）	<p>○回答</p> <p>①地権者の関係で 1 件の取り下げがありました。</p> <p>②次回の届出件数の一覧表については、取り下げ件数が分かるように記載します。</p>
田邊委員	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型店舗の色彩変更の事例について、外壁については茶系の色に変更したことによって、全体的に落ち着いたものになったと思う。</li> <li>・しかしながら、屋外広告物の色だけが突出してしまっている。</li> <li>・景観法、屋外広告物法、条例と法体系や規制内容も違うものですが、一体的なものであるという意識を持ち、事業者に対してもう少し景観に馴染むような調整していただきたい。</li> </ul>
事務局（森本）	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の所管の三重県とも協議し、色々な事例も参考に検討させていただきます。</li> </ul>

浅野会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内田委員、国立公園内で屋外広告物の色彩に協力してくれた事例はありますか。</li> </ul>
内田委員	<p>○回答（内田委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園内で大型店舗の事例はあまりない。中規模や小規模なものは、あると思うので情報があれば提案します。</li> </ul>
浅野会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型店舗の赤いサインは、景観計画の対象外で屋外広告物法の対象となる。</li> <li>・伊勢志摩国立公園内のすごく眺望の良い横山展望台からも大型店舗の赤いサインがよく目立つ。</li> <li>・県条例を変えるには時間がかかるので、対企業との調整が必要。</li> <li>・伊勢志摩国立公園内に志摩市として、企業と個別交渉し、少しでも景観に配慮してもらえないか、次の機会があれば調整していただきたい。</li> </ul>
出口委員	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私は、横山展望台で環境省のボランティアガイドをやっています。</li> <li>・横山展望台から景色を見てもらうと、観光客から大型店舗の赤いサインについて発言がでます。</li> <li>・環境ボランティアガイドとしては、国立公園・リアス式には合わないので、ナチュラルな色、アースカラーや薄いグリーンに変えてほしいと思う。</li> </ul>
浅野会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電については、三重県として将来的に放置されないように維持管理に関するガイドラインを策定し、設置前の事業者との協議事項に入れている。</li> <li>・携帯基地局については、今まで大手の事業者ばかりであったので、突然倒産することはまずないと思うので、メンテナンスについても心配なかった。</li> <li>・志摩市において、格安スマホの新規参入業者の携帯基地局が増加しているが、事業者が倒産した場合に放置される恐れがあるので、それを未然に防ぐために維持管理に関する契約や協定を締結しているのか。</li> </ul>
事務局（高橋）	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、各社とそのような契約や協定はしていません。</li> <li>・将来的に危惧される部分なので、他の事例も調査しながら検討させていただきます。</li> </ul>
鈴木委員	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出件数の工作物として太陽光発電の件数が、かなり減っているのは売買価格の低迷とかが影響されているのか。</li> </ul>

事務局（高橋）	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査していないので、経緯は不明です。</li> </ul>
事務局（森本）	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確かに料金関係で減少していると思われる。</li> <li>・志摩市内に太陽光発電に向いている土地が無くなってきている。</li> <li>・全国的にトラブルが多いので、志摩市においても規制に関する条例を整備したことで参入しにくくなっているかもしれない。</li> </ul>
事務局（高橋）	<p>議事4「その他：志摩市住民公開型GISの利用開始」について （資料3に基づき説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月19日より、一般市民がパソコン等で志摩市が保有する各種地図情報の閲覧ができる住民公開型GISの利用が開始されました。</li> </ul> <p>[検索方法1]</p> <p>①志摩市ホームページ画面➡②各課案内➡③政策推進部➡④総合政策課 ➡⑤志摩市公開型GISの画面で景観区域図をクリックしていただき、調べたい住所等を入力してもらくと、眺望保全区域内外か何ゾーンに該当するか確認できます。</p> <p>[検索方法2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン等で志摩市公開型GISと入力➡⑤の画面➡以下の操作は同じです。</li> </ul>
浅野会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他に都市計画区域内外や土砂災害危険区域とかは載せているのか。</li> <li>・今後、載せるコンテンツを増やしていく予定はあるのか。</li> </ul>
事務局（濱岡）	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・志摩市の道路網図、各都市公園の名称・位置情報、防災ハザードマップの掲載はあります。</li> </ul>
事務局（高橋） 事務局（東）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報は、随時更新していくことと思います。</li> <li>・都市計画図については、このGISではなくてホームページ上の別の場所で以前から掲載しています。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観審議会の立場だと県の屋外広告物条例のゾーニングも可能であれば入れてもらえるのでありがたいので検討をお願いします。</li> </ul>
事務局等	<p>○閉会の挨拶</p> <p>～終了～</p>

